

緊急事態宣言解除後のコミュニティセンターにおける利用制限について

R3.4.16 更新

(1) 対象期間

- ・令和3年3月22日(月)から5月11日まで

(2) 開館時間

- ・9時から20時まで

※千葉県知事から21時以降の外出自粛要請が出ていることを踏まえ、利用者が21時までに帰宅できるようにするための全市的な対応となります。

(3) 諸室の貸出

- ・貸出時間は原則、9時から20時までとします。
- ・19時～20時の利用も可能とします(新規予約、超過使用)。
- ・施設内での飲食の制限は、継続して実施します。

(4) 体育館(個人使用、専用使用)の利用

- ・利用時間は、9時から20時までとします。

(5) 諸室【19時～20時】及びスポーツ施設(専用使用)【17時～20時】の最終枠について

ア 諸室

- ・19時～20時の1時間のみの利用も可能とします。
- ・19時～20時の1時間利用時の料金は、通常料金に1/2を乗じて計算してください(10 円未満切り捨て)。

イ 体育館(専用使用)

- ・17時～21時の予約については、17時～20時の3時間のみの利用となります。
- ・17時～20時枠での3時間利用時の料金は、通常の夜間料金に3/4を乗じて計算してください(10 円未満切り捨て)。

(6) 感染症拡大防止対策について

- ・利用に当たっては引き続き、諸室定員の1/2の他、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のお願い」、「合唱・コーラス、社交ダンス等のご利用の再開について」等に基づく対策を講じるようにしてください。

鎌取コミュニティセンター